

## みやぎ米省エネ化緊急対策事業 Q & A

※本Q&Aは今後変更の可能性があります。

1. 全般関係		
1-1	Q	具体的に何を「令和4年7月5日以降に実施したもの」とみなすか。
	A	見積書の日付が令和4年7月5日以降のものが対象となる。
1-2	Q	取組補助率は？
	A	「省エネ効果のある乾燥機の購入」では、1/2補助を行う（補助額上限150万円/台）。 「穀類乾燥機のメンテナンス支援」では、乾燥機バーナーなどの保守点検に係るメンテナンス業者への委託費用について定額（実費）補助を行う（補助額上限5万円/台）。
1-3	Q	事業の申請において、見積は2社以上から必要か。
	A	「省エネ効果のある乾燥機の購入」については、見積書は2社以上とする。なお、令和5年2月24日までに事業を完了できるよう、見積徴収時に確実に機材の納入等が行われるか確認願う。「穀類乾燥機のメンテナンス支援」については、見積は1社で良い。
1-4	Q	見積書の取得が申請期限までに間に合わない場合、申請額は見積書なしの大枠で設定し、その枠内に実績額が収まるようにするなどの措置は可能か。
	A	不可とする。
1-5	Q	「省エネ効果のある乾燥機の購入」の領収書の価格が施工費込みであった場合、どうすればよいか。
	A	領収書には「省エネ効果のある乾燥機の購入」本体や設置費用の内訳明細の記載又は添付が必要。なお、既存穀類乾燥機の撤去や処分費用は補助対象外となる。
1-6	Q	要望が多かった場合、優先順位はあるか。
	A	燃油使用量削減効果など申請内容により判断し、優先順位を付ける場合がある。
1-7	Q	領収書に代えて、農協による口座引き落としが確認できる資料でも良いか。
	A	「省エネ効果のある乾燥機の購入」の場合は事業実施主体宛ての領収書、「穀類乾燥機のメンテナンス支援」の場合は、事業参加者宛ての領収書が必要。
1-8	Q	証票類の宛名は誰となるか。
	A	「事業参加者」（構成員）を宛名とする。ただし、年間150日以上農業従事者3名以上で構成している法人等が1事業者で「事業実施主体」となっている場合は、「事業実施主体」を宛名とする。
1-9	Q	事業実施主体が複数の地域をまたぐ場合はどこの地方振興（地域）事務所に提出するのか。
	A	事業実施主体の住所（所在地）がある地域の地方振興（地域）事務所に提出することを基本とする。
1-10	Q	面積に受託の面積も加えてよいか。
	A	受託の面積も栽培面積に加えて良い。
1-11	Q	県税が未納ではないことを証明する書類とは。
	A	県税事務所より発行される納税証明書等を添付する。

2. 「省エネ効果のある乾燥機の購入支援」について

2-1	Q	中古の乾燥機の導入は対象となるか。
	A	省エネルギー化が目的であるため、対象とならない。
2-2	Q	リースは対象となるか。
	A	購入支援なので、リースは含めないものとする。
2-3	Q	更新ではなく、新規導入も対象となるか。
	A	単純な新規導入は支援対象外とするが、事例ごとに判断するため、チェックリストの「その他」に導入理由等を記載して欲しい。
2-4	Q	電気式、ガス式も対象となるか。
	A	対象となる。
2-5	Q	概算払いは行えるか。
	A	「省エネ効果のある乾燥機の購入支援」については概算払いは行わないことを基本とする。事業者が購入代金を支払い、機械を設置し、実績報告書を提出した後に精算払いとする。
2-6	Q	事業を導入する乾燥調製施設に導入した乾燥機が設置してあることがわかる書類とは何か。
	A	導入した乾燥機の写真（型式等が分かるものを含む）及び納品書等を添付すること。
2-7	Q	実績報告書に添付が必要な書類は。
	A	実績報告書には領収書、導入した乾燥機の写真、既存乾燥機を下取や処分したことが明らかとなる書類を添付すること。
2-8	Q	個人の農家でも対象となるか。
	A	規模要件を満たせば個人農家も対象となる。
2-9	Q	経営面積20haは水稲以外の作目も含めてか。
	A	他の穀類や園芸品目等も含めた栽培面積で20ha以上となる。
2-10	Q	基準とする年はいつか。
	A	令和4年を基準とする。
2-11	Q	事前着手は可能か。
	A	事業の採択を確約できなことを了承いただければ可能である。
2-12	Q	農協の所有する乾燥調製施設の乾燥機更新も対象となるか。
	A	対象となる。
2-13	Q	同じ経営体が複数台の乾燥機を申請することは可能か。
	A	可能である。
2-14	Q	共済金・保険金や既存乾燥機の下取価格等が発生した場合の負担区分について
	A	共済金・保険金及び下取価格は事業に要する経費より除して算出する。
2-15	Q	補助対象となる穀類乾燥機の機能は。
	A	別紙1「2省エネルギーに係る機能チェックリスト」のチェック項目で、省エネルギー機能が搭載されていることを確認する。「その他」については個別に事例ごとの判断とする。
2-16	Q	乾燥機の納入はいつまでか。
	A	令和5年2月24日までに納入・設置・支払いを終えて、実績報告書を県に提出する必要がある。

3. 「穀類乾燥機のメンテナンス支援」について

3-1	Q	電気、ガス式は対象となるか。
	A	対象にならない。
3-2	Q	修繕・部品交換については対象になるか。
	A	原則として部品交換に関する部品代及び技術料は対象にならない。内訳を証明できる明細書を提出いただく。ただし、その他燃焼率向上につながる作業内容については、個別に事例ごとの判断とする。
3-3	Q	燃焼装置のメンテナンスは必須か。
	A	燃焼装置のメンテナンスは必須。納品書そのほかの資料で整備内容が不明な場合は、整備業者から燃焼装置のメンテナンスが含まれる旨の書類を提出する。 全体のメンテナンス費用のうち、燃焼装置に係る費用を提示する必要はない。
3-4	Q	来年度に向けたメンテナンスでも対象となるか。
	A	対象になる。
3-5	Q	メンテナンス作業にかかる出張旅費は対象となるか。
	A	対象になる。
3-6	Q	今期作に向けた整備について応募後、来期に向けた整備も応募することは認められるか。
	A	複数回の応募は認めない。
3-7	Q	メンテナンスの実施はいつまでに行うのか
	A	令和5年2月24日までに、作業の完了及び支払いを完了させ提出すれば対象となる。
3-8	Q	個人農家が3戸で構成する支援対象者も対象となるか。
	A	「代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある任意団体」等を構成する「事業参加者」となった場合、申請できる。
3-9	Q	法人役員やパート社員を農業従事者と考えて良いか。
	A	原則、年間150日以上の特時従事する者であれば、農業従事者と考えて良い。
3-10	Q	1日1時間の勤務でも、年間150日を勤務すれば、常時従事者と言えるか。
	A	作目や地域の実情を加味し、社会通念に照らして申請者が判断することとなるが、1日1~2時間程度の従事により、「1日勤務」と判断することは適当ではない（例えば1日2時間勤務を3日繰り返した場合、合計して「1日勤務」とすることは差し支えない）。
3-11	Q	個人の場合は応募可能か。
	A	個人での応募はできない。事業実施主体はJA、穀類乾燥機メーカー、農業機械販売代理店、農事組合法人、農地所有適格法人、生産組合等の任意組織となる。農事組合法人及び農地所有適格法人の場合は年間150以上の農業従事者が3名以上、任意組織の場合は3戸以上であることが条件となる。